

# 成年後見人等の届出手続きに関するご案内

三島信用金庫

※ お取引の内容により必要となる書類が異なります。あらかじめ最寄りの三島信用金庫へお問い合わせのうえ、ご確認ください。

## 【成年後見人等の届出手続きにご用意いただくもの】

書類名など	備考
登記事項証明書	登記が未了の場合は「審判書」と「確定証明書」のセットでも構いません
被後見人様の通帳・証書・カード	被後見人様の普通預金通帳・定期預金証書・カード等紛失の場合はお申し出ください
後見人様のお届け印	後見人様が被後見人様のお取引にご利用する印章
被後見人様の当金庫お取引印	不明の場合はお申し出ください
被後見人様のご本人確認書類	新規口座の開設や、ご本人様確認がお済みでない場合、またはお届けの住所が変更されていた場合などに、ご用意をお願いすることがあります
後見人様のご本人確認書類	顔写真付の本人確認書類 運転免許証 ・ 個人番号カードなど 顔写真付きの本人確認書類をご用意いただけない場合はお申し出ください

## 【後見人等が弁護士・司法書士の方などの場合、追加でご用意いただくもの】

印鑑証明書(職印証明書)	所属会もしくは裁判所発行のものをご用意ください 事務所住所と後見人様個人の住所が異なる場合、併記されたものをご用意ください 併記されたものがご用意できない場合はお申し出ください
職印	届け出手続きに必要な書類に押印していただきます
委任状	事務員の方などがご来店される場合にご用意ください
来店者の本人確認書類	事務員の方などがご来店される場合にご用意ください 顔写真付の本人確認書類 運転免許証 ・ 個人番号カードなど

## 【後見人等が法人の場合、追加でご用意いただくもの】

印鑑証明書	法人の印鑑証明書をご用意ください
実印	届け出手続きに必要な書類に押印していただきます
法人の登記事項証明書	後見人様のご本人確認書類としてご用意ください
委任状	法人からの委任状をご用意ください
来店者の本人確認書類	顔写真付の本人確認書類 運転免許証 ・ 個人番号カードなど

※確認書類は、提示時点で有効なものをご用意ください。

※登記事項証明書等の有効期限が明記されていない書類は、発行から6ヵ月以内のものをご用意ください。

**【ご提出いただく書類（当金庫制定書式）】**

書類名	備考
成年後見制度に関する届出書	本人欄はご本人様が記入できない場合、代理権があれば後見人様の代筆で構いません 後見人様の押印欄は、後見人様が被後見人様のお取引にご利用する印章を押印ください 士業の方や法人の場合は、実印(職印)を押印ください
反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書	届出書をご提出いただく際や、口座を開設する際にご記入いただきます
共通印鑑届	後見人様が被後見人様のお取引にご利用する印章を押印ください お取引が「さんしん後見支援預金」のみの場合は、ほかの用紙でお届けいただけます
預金申込書・入金票	新規口座を開設する場合のみご記入いただきます

※成年後見制度利用のお届け後は、原則ご本人のキャッシュカードはご利用いただけません。

※さんしん後見支援預金（裁判所からの指示書に基づく口座開設）をお申し込みのお客さまは、別途ご提出いただく書類がございます。最寄りの三島信用金庫へお問い合わせください。